

県 政 協 議 会

令和二年三月九日(月)

午前十時三十分

- 一、令和元年度二月補正予算(案)の概要について(三月九日追加提案分)
- 二、令和二年度補正予算(案)の概要について
- 三、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について
- 四、その他

令和元年度2月補正予算（案）の概要について （3月9日追加提案分）

令和2年3月9日
（単位：千円）

一 予算規模

一般会計

補正額 △421,675

補正後の規模 593,756,730

前年度2月補正後予算との対比 △17,904,391
(2.9%減)

《補正予算の財源》

特定財源

△351,478

国庫支出金 171,490

繰入金 △7,586

諸収入 △4,082

県債 △511,300

一般財源

△70,197

繰入金 △70,197

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、決算見込みによる事業費の減等について計上した。

補正額 (千円)	内 容	
△ 4 2 1, 6 7 5	国直轄災害事業負担金	△ 332 百万円
	C S F 等緊急防疫対策事業	△ 44 百万円
	農地中間管理総合対策事業	△ 34 百万円
	メガ団地等大規模園芸拠点育成事業	△ 12 百万円

令和2年度補正予算（案）の概要について

令和2年3月9日
(単位：千円)

一 予算規模

一般会計

補正額	371,495
-----	---------

補正後の規模	579,785,495
--------	-------------

前年度当初予算との対比	5,696,495 (1.0%増)
-------------	----------------------

《補正予算の財源》

特定財源	210,898
------	---------

国庫支出金	210,898
-------	---------

一般財源	160,597
------	---------

繰入金	160,597
-----	---------

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費について計上した。

- | | |
|--|------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 270,890 |
| ①帰国者・接触者相談センター設置事業 | 36,000 千円 |
| 新型コロナウイルス感染症に関する 24 時間対応可能な県民相談窓口を設置する。(令和元年度 2 月補正(3/9 追加提案分)で債務負担行為設定) | |
| ・設置期間 令和 2 年 4 月～9 月 | |
| ②帰国者・接触者外来設置整備事業 | 53,450 千円 |
| 医療機関における「帰国者・接触者外来」の設置に必要な設備等の整備に対し助成する。 | |
| ・補助対象 25 医療機関 | |
| ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) | |
| ③新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関整備事業 | 73,440 千円 |
| 患者の入院に対応するための簡易陰圧装置の整備に対し助成する。 | |
| ・補助対象 17 医療機関 | |
| ・補助率 10/10 (国 1/2、県 1/2) | |
| ④新型コロナウイルス検査体制整備事業 | 108,000 千円 |
| ウイルス検査を実施する健康環境センターの体制整備を行う。 | |
| (2) 感染症患者入院治療費 | 100,605 |
| 新型コロナウイルス感染症患者を入院措置した場合の医療費のうち、自己負担分について負担する。 | |
| ・負担割合 10/10 (国 3/4、県 1/4) | |

新型コロナウイルス感染症対策に関する県の対応について

令和2年3月9日
危機管理対策本部

1 県内における新型コロナウイルス感染症発生状況等

3月8日現在、確認されている県内の発生状況は以下のとおり。

No	確定日	年齢	性別	居住地	経路等	現在の状況
1	3 / 6	60代	男	秋田市	クルーズ船 乗客	入院中 (症状なし)
2	3 / 6	10歳 未満	女	北海道	北海道から の訪問者	入院中

【感染者発生を受けての対応】

- 県内で1例目の感染症発生について、知事が記者会見を行うとともに、危機管理対策本部会議において必要な指示を行った。
- 濃厚接触者等については、タクシー乗務員や航空機同乗者等に対して県から連絡し、積極的疫学調査及び健康観察を進めているところである。(タクシー乗務員については検査を実施し、陰性を確認済み)
- ※ 2例目については、秋田市保健所での検査結果を受けて、秋田市において市長が記者会見を行った。(濃厚接触者15人については検査を実施し、陰性を確認済み)

2 危機管理体制等

- 1月31日 秋田県危機管理連絡部を設置
- 2月7日 秋田県危機管理対策本部を設置、第1回対策本部会議を開催
- 2月28日 第2回対策本部会議を開催、知事記者会見
- 3月6日 感染症患者発生の知事記者会見、第3回対策本部会議を開催
- 3月7日、8日 感染症患者に関する健康福祉部長記者会見

3 県の対応

(1) 相談体制

①新型コロナウイルス感染症に関する相談

- ・「あきた帰国者・接触者相談センター」において24時間対応 (3/2～)
電話相談を通じ、新型コロナウイルス感染症の疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行うとともに、一般的な相談にも対応する。(受付時間：土日祝日を含め24時間)

②県民生活や事業に関する相談

- ・各地域振興局における県民相談窓口の設置 (3/2～)
- ・福祉事務所、社会福祉協議会における相談対応、生活資金の貸付

(2) 検査体制

県内2機関に検査実施体制を整備し1日当たり最大40件の検査が可能

- ・検査機関：県健康環境センター(1/31～)、秋田市保健所(2/25～)
- ・検査件数：102件(1/31～3/8) ※結果 陽性2件、陰性100件

(3) 医療体制

①帰国者・接触者外来

・「あきた帰国者・接触者相談センター」から受診依頼のあった疑い例を診察し、診療体制の整った医療機関につなぐ。

・設置状況：二次医療圏ごとに1か所以上設置

※医療機関名・場所は非公表(国通知)

②感染症指定医療機関

・新型コロナウイルス感染症と判明した場合、保健所は患者に対して、感染症指定医療機関への入院を勧告(9医療機関30床、入院医療費は公費負担)

(4) 県民等への情報提供

①「美の国あきたネット」及びSNSによる情報発信

②新聞、ラジオ、テレビによる広報の実施

③外国人向け多言語情報の提供

(5) 県民等の感染予防・まん延防止対策

①リーフレットによる手洗い、咳エチケット等の注意喚起

②企業・事業者に対する感染防止対策の周知・注意喚起

③集会・行事の自粛等

・県主催の集会・行事等のうち参加者が不特定多数に及ぶものについて、2/28～3/15まで原則として中止又は延期。その他のものについても中止、延期、縮小を検討

・県有施設についても必要に応じ休館・休業を実施

・県民等に対しても、集会・行事の中止・延期、縮小を含め必要性の検討を要請するとともに、開催する場合の感染防止対策の徹底を依頼

④感染拡大地域への旅行の自粛を要請

⑤高齢者施設等に対する見舞い等の立入自粛の要請

(6) 学校における感染予防・まん延防止対策

①小・中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を実施

②卒業式については、感染防止対策を講じ、参加者を限定した上で実施するよう市町村教育委員会等へ要請

③公立高等学校入学者選抜については、定期的な換気、受験者席の間隔の確保等の対策を講じ、予定どおり実施

④合格者発表は各高等学校での掲示からウェブサイトでの発表に変更

- ⑤放課後児童クラブの活用による子どもの居場所の確保に加え、教職員による支援や学校の教室等の活用を検討するよう市町村教育委員会へ通知

(7) 経済対策

①県及び商工団体等での相談窓口の開設

- ・ 県企業活性化・雇用対策本部（産業政策課内）、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会、あきた企業活性化センター等において経営相談窓口を開設
- ・ 県ウェブサイトでの経営相談窓口の周知

②制度融資による資金繰り支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に係る中小企業等への資金繰りを支援するため、県の制度融資（経営安定資金）に「新型コロナウイルス感染症対策枠」を創設

③農業者等への資金の融通、既往負債の返済猶予

- ・ 各農業協同組合に対し、農業者等への資金の円滑な融通、既往債務返済猶予等について依頼

④企業等からの情報収集、宿泊施設等への影響の把握

- ・ 経済動向調査対象企業や商工団体、支援機関等からの情報収集
- ・ 主要な宿泊施設における全体的な状況の把握

⑤従業員の柔軟な働き方や健康管理の徹底等への配慮

- ・ 従業員の休暇取得等の柔軟な対応や、健康管理の徹底、不特定多数の方を対象とする事業所への注意喚起等について、商工団体等へ要請

(8) 空港・港湾等のインフラ施設における対応

空港、港湾、道の駅、都市公園における、来訪者に対する感染予防の周知

(9) 国への要望等

全国知事会等を通じて、要望事項等を提出

【主な要望事項】

- ・ 感染拡大の防止に向けた、検査・医療体制の整備
- ・ 地域経済への影響を踏まえた対策の実施
- ・ 早期終息に向けた、機動的な財政出動
- ・ 地域住民による感染防止対策に資する物品類の市場供給

(10) 県職員への対応

学校の臨時休業のため、子の養育の必要が生じた場合及び職員が濃厚接触者となった場合について、職務免除として取り扱うこととした（臨時的任用職員及び特別職非常勤職員を含む）(2/28)。

また、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員が罹患した場合には、90日の範囲内で有給の病気休暇を認めることとした(2/28)。

